

平成26年度

湧水町教育に関する事務の管理及び
執行の状況の点検及び評価等報告書

平成27年9月

湧水町教育委員会

【目 次】

1 教育委員会の権限に属する事務の管理及び
 執行の状況の点検及び評価制度の概要・・・1 ページ
 平成 26 年度湧水町教育行政要覧・・・(P2～P18, P26～P27)

2 平成 26 年度湧水町教育行政の基本方針・・・2 ページ

3 湧水町教育行政の基本構想及び施策体系・・・3 ページ

4 管理課・湧水町教育行政の基本構想及び施策体系
 (1) 豊かな心と健やかな体の育成・・・5 ページ
 (2) 能力を伸ばし自立する力をはぐくむ教育・・・6 ページ
 (3) 信頼される学校づくり・・・8 ページ

5 生涯学習課・社会教育行政の施策概要
 (1) 社会教育行政の基本方針
 ① 地域ぐるみの子育て・・・16 ページ
 ② 生涯にわたって学べる環境づくりと
 スポーツ・文化の振興・・・22 ページ

6 教育機関
 (1) 社会教育の充実（図書館）・・・29 ページ
 (3) 幼稚園教育の充実・・・32 ページ
 (5) 学校給食の充実・・・39 ページ

(参考資料)

湧水町教育委員会の権限に属する事務の管理及び
 執行の状況の点検及び評価実施要綱・・・42 ページ

湧水町教育委員会事務事業評価委員名簿

福	島	己	芳
鬼	丸	公	良
鈴	木	ヒ	口
			ミ

湧水町教育委員会教育委員名簿

委 員 長	中 間 庭 範 男
委 員	長 岡 耕 治
委 員	白 川 俊 一
委 員	川 野 久 美 子
教 育 長	吉 留 孝 信

1 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価制度の概要

① 制度の概要

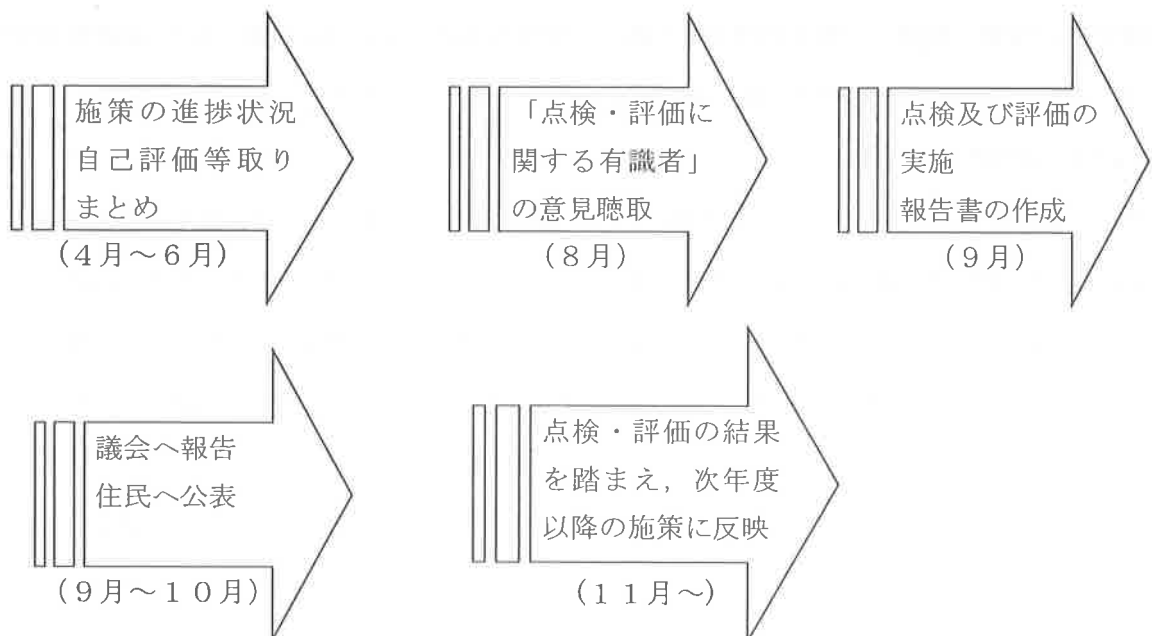
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の改正により、同法第27条の規定に基づき、平成20年度からすべての教育委員会が「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、住民に対して公表するよう義務付けられた。また、その実施にあたっては、学識経験者の知見を活用するよう義務付けられた。

② 湧水町教育委員会の取り組み方針

ア 本年度が8年目となり、昨年の教育委員及び事務局職員の点検・評価を踏まえた視点で点検・評価を実施した。評価の項目については、毎年発行している「湧水町教育行政要覧」に掲げる基本方針及び重点施策に添った項目毎により、点検・評価を実施する。

また、継続的改善を図るため、実施サイクルを下記のとおりとし、自己点検評価に加え、第三者の意見評価を頂き、次年度の教育行政に反映させる。

PDCAサイクルの概略図（計画(plan)・実行(do)・評価(check)・改善(act)）



イ 点検評価調書は、事務局職員が作成、課内会議を経た後、教育委員会に諮り、議決後評価委員の意見を頂き、再度教育委員会に報告するとともに、議会に提出する。

2 湧水町教育行政の基本方針

本町では、「人と自然が織りなす芸術のまち」、「心豊かで伸びゆく美しいまち」を基本構想に将来像をイメージし、教育・文化の基本目標を「地域で育て、地域に学び、地域を生かす教育・文化の振興」と定め、その実現に向けて次のような基本方向を示しています。

まちづくりの基本方向【教育・文化】

- 教育・文化の振興にあたっては、学校と家庭・地域の連携による地域一体となった教育が重要になることから、学校教育・生涯学習・文化活動について、各地域で主体的に取り組む環境づくりに努めます。
- これまで目指してきた「教育の町」づくりを継続し、個に応じた教育の推進と少子化による児童数の減少などに対応した学校教育の体制を検討するとともに、地域ぐるみでの青少年育成により、基礎学力と生きる力を備えた次代を担う人材づくりに努めます。
- 生涯学習についても、既存施設を有効に活用しながら町一体となった振興を図ります。
- 地域の特性を生かした文化活動の振興のため、芸術活動をより一層振興すると共に、文化財の保存・活用やふれあい交流の推進など、町の一体感醸成のための施策を積極的に進めます。

現代社会では学ぶ意欲や学力の低下、問題行動、家庭・地域の教育力の低下などが喫緊な課題が発生しています。また、少子高齢化、環境問題、グローバル化など、社会の変化に対応する教育の充実も求められています。

そのような時代背景を反映し、平成20年3月に告示された「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」は、改訂の基本的な考え方として「教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ『生きる力』を育成する」「知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等のバランスを重視する」「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成する」ことを掲げています。

これらを踏まえ湧水町教育委員会は、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に据え、生涯にわたって自己実現を目指し、これからの町づくりに貢献できる主体的な人材育成を目指します。その達成のために、「知・徳・体の調和のとれた教育の推進」と、「ふるさと湧水町を愛する態度の育成」を基本方針とし、「共に学び、自立する力と豊かな心身を育む湧水町の教育」を展開すると共に、「人が輝き、心がふれあう、ふるさとづくり」を推進します。また、試行として10月から月1回第2土曜日に授業を実施します。

具体的には、「湧水町『わくわく教育活動』の推進」として、「コミュニケーション能力の育成」、「郷土愛の育成」に取り組み、その融合から育まれる「自立する力と共生する力の育成」を目指して諸施策を推進します。

推進にあたっては、「豊かな心と健やかな体の育成」、「能力を伸ばし自立する力を育む教育の推進」、「信頼される学校づくりの推進」、「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進」、「生涯学習・スポーツ・文化の振興」の視点で、教職員・保護者・地域住民の協力のもとに具体的な施策を展開します。その際に、学校教育・家庭教育・社会教育の各分野の教育機能が相互に発揮されることを目指すために、町民が生涯を通じて学習する生涯学習体制の整備・教育諸条件の改善充実に努めます。

3 湧水町教育行政の基本構想及び施策体系
【基本目標】

あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり

ゆ う す い
「夢に向かって」「美しい心」と「澄みきった考え」で「勇ましく挑戦する」
【基本方針】

生涯にわたって自己実現を目指し、これからの町づくりに貢献できる主体的な人材育成

明・温・厳の教育

知・徳・体の調和のとれた教育

共に学び、自立する力と豊かな心身を育む湧水町の教育の推進

ふるさとを愛する態度の育成

人が輝き、心がふれあう、ふるさとづくり

湧水町「わくわく教育活動」の推進

コミュニケーション能力

自立する力

郷土愛

「聞く力」
「話す力」
「読む力」
「書く力」

体験からの学び・感動
やり遂げる達成感
豊かな人間関係
自己肯定感・有用感

「ひと」との関わり
「もの」との関わり
「こと」との関わり

共生する力

<人に優しく自分に負けない>

<学校>

<地域社会>

<視点1>

豊かな心と健やかな体の育成

<視点2>

能力を伸ばし自立する力を育む教育の推進

<視点3>

信頼される学校づくりの推進

<視点4>

地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

<視点5>

生涯学習・スポーツ・文化の振興

平成26年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	管理 4 (1)-(2)-(3)	4：学校教育行政の施策概要
具体的目標		<p>(1) 豊かな心と健やかな体の育成</p> <p>① 道徳教育の充実 ② 生徒指導の充実</p> <p>③ 人権教育の充実 ④ 体験活動の充実</p> <p>⑤ 子ども読書活動の充実 ⑥ 文化活動の推進</p> <p>⑦ 食育の推進 ⑧ 体力・運動能力の向上</p> <p>⑨ 健康教育の充実</p> <p>(2) 能力を伸ばし自立する力を育む教育の推進</p> <p>① 「確かな学力」の定着 ② 「国語力」の向上</p> <p>③ 特別支援教育の推進 ④ キャリア教育の推進</p> <p>⑤ 幼児教育の充実 ⑥ 郷土教育の推進</p> <p>⑦ 社会の変化に対応した教育の推進</p> <p>(3) 信頼される学校づくりの推進</p> <p>① 「開かれた楽しい学校」づくり ② 学校運営の充実</p> <p>③ 小規模教育の振興 ④ 教職員の資質向上</p> <p>⑤ 「楽しく安全・安心な学校」づくり ⑥ 教育環境の整備・充実</p>
主な事業名		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区道徳教育研修会への参加と協力 ・ 生徒指導担当者会・生活指導研究協議会の実施（年4回） ・ 町教育相談員による教育相談の実施 ・ スクールカウンセラー配置事業(栗野中 69回・吉松中 57回)の活用 ・ スクールソーシャルワーカー活用事業 ・ 町人権同和教育推進協議会の充実（6月，10月） ・ 町人権教育講演会（7月） ・ 運動チャレンジランキング「みんなでチャレンジ遊・友・湧水島」 ・ 町教職員指導力向上研修会（7月），町管理職研修会（12月） ・ 町防犯教室講習会の実施（5月） ・ 小学校合同水泳記録会，小学校合同陸上記録会，小・中学校合同音楽会の実施（7月，10月，11月） ・ 町教育委員会学校訪問の実施（全学校・幼稚園） ・ 町教科等部会の研修会活動の推進（5月全体会，各部会年2～4回） ・ 町管理職研修会の充実（園長・校長，教頭 年5回） ・ 町障害児就学指導委員会（5月，11月） ・ 町特別支援連携協議会（5月，9月） ・ 町教職員等親睦バレーボール大会（6月）

取組状況	成果と課題
<p>(1) 豊かな心と健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ問題を考える週間を設定し、週間の中で無記名アンケートやポスター・標語作成等に取り組んだ。 また、いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針、鹿児島県いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「湧水町いじめ防止基本方針」を策定した。 学校では、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、町及び学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切にいじめの問題に対処する。 関連する条例として、湧水町青少年問題協議会設置条例の全部を改正する条例と湧水町いじめ問題対策委員会設置条例を制定した。 積極的な生徒指導を展開するように指導を図ると共に、不登校解消を最重要課題として学校間や学校と関係機関の連携強化を図った。 平成23年度から、スクールソーシャルワーカーを配置している。家庭訪問等の実施により、保護者の理解を得るとともに生徒への働きかけを行った。また、中学校入学時の声かけを行い、中学1年生の新規の不登校を防ぐように努めた。また、スクールカウンセラーを中学校へ配置し、生徒・保護者及び教職員からの相談を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの報告からより多く察知・発見し深刻化させないうちに解決することが重要であるという認識をもって、今後もいじめの未然防止、早期発見、早期対策に取り組む。 「湧水町いじめ防止基本方針」及び町及び学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」により、すべての児童生徒の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現に向け取り組んでいく。 学校に対する指導・助言と共に、福祉課、保健衛生課等との連携を行った。 不登校生徒は、病気以外の理由で年間30日以上欠席者は、平成25年度は7人いたが、平成26年度は5人へ減少した。 町の教育相談員が不登校生徒を対象として中央公民館で適応指導教室を担当し、中学生4名の通級があった。また、各中学校での不登校傾向の生徒にきめ細かな対応を行い、学校生活への適応が図られるよう支援を行った。スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーと教育相談員等が共に連携して学校や福祉課等の関係機関へ働きかけを行っており、今後も継続しての取り組み

- ・ 児童生徒が楽しみながら運動に取り組み自ら「運動習慣」を身に付けるよう運動チャレンジランキング「みんなでチャレンジ 遊・友・湧水島」に取り組んだ。県教育庁保健体育課が推進する「チャレンジかごしま」と連動させて活発化を図った。
- ・ 町人権同和教育推進協議会の事務局を担い、基礎講座、講演会、授業を伴った研修会を開催し、教職員の人権意識を高めることに努めた。
- ・ 小・中学校においては、「学校安全計画」を作成し、安全指導の充実に努めた。また、「湧水町通学路交通安全プログラム」により、長期的に通学路点検を実施し、危険個所の新たな発見、対策を推進する見通しを関係者間で確認した。

(2) 能力を伸ばし自立する力をはぐくむ教育

- ・ すべての幼稚園・学校を訪問し、実態把握と経営及び各教科の指導、保健・安全、生徒指導上の教育課題に関する指導及び事務指導等を行った。
- ・ 各教科領域の部会を設定し、全体会及び各部会を開催した。各部会に対しては、教育委員会担当者が指導・助言を行なった。
- ・ 町学力向上推進会議及び管理職研修会において各種学力調査の分析結果を説明すると共に学力向上のための具体策を指導した。

みが求められる。

- ・ 各学校で一校一運動の種目に取り上げたり、運動コーナーを設定したり関心・意欲が高まってきている。
- ・ 講演会に町内教職員の8割以上の出席があった。授業を伴う研修では栗野小学校の道徳の授業をもとに協議を深めた。次年度も事業を継続し、教職員の人権意識の高揚に努める。
- ・ 年間をとおして、児童生徒に起因する登下校中の事故はなかった。全部の危険個所について改善策のための予算が確保された。今後の取り組みについての見通しを持つことができた。
- ・ 2園、7校に対して定期及び臨時の学校訪問を行うことで、町教育行政の方針や施策の浸透を図ることができた。また個別に学校を訪問することにより、特に学力向上や生徒指導上の課題解決に向けての具体的な方策を検討することができた。
- ・ 各教科等部会が自主的に研修を重ね、教材や指導方法の共有化を図ることができた。
- ・ 小学校ではほぼ県平均、全国平均程度の学力の向上が図られたが、中学校では県・全国平均を下回る結果となった。今後も取組を継続していき、基礎的・基本的知識や技能を活用した思考力・判断力・表現力の一層の育成、そのための教職員の授業力向上を充実していく。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度から栗野小学校が地区指定を受け学力向上「国語科」に係る研究を行った。 平成 27 年度には、研究公開を行う予定である。 ・ すべての子どもがそのニーズに応じた教育を受けることを目指し、就学相談及び就学指導委員会の充実を図った。また、特別支援教育支援員 6 名を配置した。 ・ 障害のある幼児児童生徒やその保護者に対して適切な相談支援が行われるように、関係機関が連携して一貫した支援を行う特別支援連携協議会を開催した。 ・ A L T を配置し、国際理解教育及び外国語教育の充実を図った。 ・ 子ども・子育て支援法の施行に伴い、湧水町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正した。 ・ 平成 27 年度から小学校教科書採択替えに伴い、デジタル教科書を活用するため、栗野小学校をモデル校として教師用タブレットパソコンと大型テレビ等を導入し、学校 I C T 環境の整備を図った。栗野小学校のみデジタル教科書の国語と算数を、1 年生から 6 年生まで購入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 年間の学力向上における研究成果を公開し、栗野小学校の研究の成果を、今後、町内の各学校の学力向上に役立てたい。 ・ 特別支援教育支援員の配置により児童生徒の実態に応じて学習支援等を行うことができた。 一方、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育の推進により、今後も支援員の増員要望が増えていくと考えられる。 ・ 特別支援連携協議会を 2 回開催し、特別支援教育に対する理解を深め、適切な指導を行うために今後も具体事例から学ぶ研修の機会を充実させたい。 ・ 幼稚園・小学校・中学校の園児児童生徒等に、生きた英語や話す力、聞く力、英語によるコミュニケーション能力の向上と国際感覚の醸成が図られた。 ・ 湧水町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正したことにより、保育料月額 5,000 円を、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税課税世帯の所得階層区分に分かれた保育料となった。 ・ 栗野小をモデルとして導入したことにより、活用状況を踏まえ、今後未導入学校への導入を図る。
---	--

(3) 信頼される学校づくり

- ・ 11月には、県の地域が育む「かごしまの教育」県民週間に合わせて本町の各学校でも取り組みを行った。
- ・ 小規模校の特性を生かした学習の推進と地域や学校の活性化を図るために、幸田小学校と上場小学校で特認校制度を導入している。
- ・ 町内教職員のニーズに応じた指導力向上研修会を実施した。先進校の指導方法の工夫を学ぶ機会となった。
- ・ 町内管理職を対象にした研修の機会を設定した。管理職としての見識を深め、円滑な学校運営に資するために開催した。
- ・ 町教職員の健康診断を実施し、人間ドック受診者等以外の教職員の健診を行った。

(楽しく安全・安心な学校づくり)

(栗野小学校)

- ・ 栗野小学校体育倉庫新築工事

- ・ 住民等に学校や子どもの様子を見てもらい「かごしまの教育」について関心をもって貰うべく行事等を工夫している。
- ・ 平成26年度は、特認校制度・山村留学制度を利用した児童はいなかった。幸田小学校において短期の山村留学を行ったが、長期の児童数確保までには至っていない。
- ・ 研修会では、小学校29名、中学校10名の出席があり、特に小学校は国語コースと算数コースに分けて行った。研究先進校の教諭を招き、教材研究から授業作り、教科経営・生徒指導・道德教育と幅広く研修することができた。
- ・ 講師として、吉野公民館長中野健作先生を招聘し、現代の教育問題や将来の教育界の課題及び展望等についての講演をいただいた。町内管理職全員出席して講師との情報交流を行った。
- ・ 健康診断の結果、現在医療機関を受診中である者以外に、入院加療を必要とする者はいなかった。今後も心身の健康管理に努めていく。

- ・ 平成24年8月湯谷川河川改修工事により解体された体育倉庫を平成26年度に新築した。テントを収納する鉄骨製ラックを整備する等、用具の整理整頓が容易となり、屋外授業の円滑な運営に寄与できた。

<ul style="list-style-type: none"> 栗野小学校屋内運動場外壁改修工事 栗野小学校屋内運動場鉄骨屋根定着部補強工事 栗野小屋体鉄骨屋根定着部補強・外壁改修工事監理業務委託 <p>(各小学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学校パソコン教室 OS 更新事業 <p>(吉松中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 吉松中学校プール改修工事 吉松中学校プールフェンス改修工事 <ul style="list-style-type: none"> 吉松中学校高圧電気設備更新事業 	<ul style="list-style-type: none"> 栗野小学校屋内運動場は昭和 58 年に建築され 32 年が経過している。柱に定着しているベースプレート及び屋根の鉄骨部材の可動により、柱頭部のコンクリートが欠落していた。また、屋内運動場の壁も長年の収縮により多数のひび割れが生じる等、今後コンクリートの落下、剥落等の危険性があること、更に隅角部に漏水箇所があること等から改修工事を実施した。これらの工事により、施設の延命と安全性が確保され、教育に適した環境整備が図られた。 OS 等更新(win_XP→7) 栗野小 40 台 轟小 14 台 幸田小 13 台 上場小 8 台 吉松小 37 台 各小学校パソコン教室用のパソコン OS のサポート期間が終了したことに伴い (Windows X P), 不正アクセス等の脅威を解消するため、OS を Windows7 に更新した。また、パソコン内の部品をバックの良い部品に取替えたことにより授業に快適な動作環境が整備された。 吉松中学校プールは、昭和 55 年に建設、35 年経過している。景観、機能ともに老朽化しており教育環境として適していない状況にあった。プール槽防水、プールサイド防滑シート貼及び防滑塗装、隣接する更衣室の屋根外壁塗装、プール周辺フェンス取替工事を実施した。 キュービクル内の高圧交流負荷開閉器、避雷器、変圧器、進相コンデンサ等更新
--	--

<p>(栗野中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 栗野中学校部室屋根外壁改修工事 	<p>推奨期間を超過した電気設備を更新した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 栗野中部室は平成3年に建築され24年経過しており、屋根、外壁の劣化、損傷が著しく、屋根がガルニウム鋼板葺替、外壁塗装、雨樋取替等の工事を行った。
<p>(各中学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校パソコン教室OS更新事業 	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●栗野中学校（機器更新）39台 【内訳】・サーバ1台・教師用1台・生徒用35台・タブレット2台 ●吉松中学校（OS等更新） 【内訳】生徒用38台・教師用（更新）1台 <p>栗野中学校は、H18に導入しており、性能が劣るため全て新パソコンに更新した。</p> <p>吉松中学校は、OSがWindowsXPであり、OSサポート期間が終了したことに伴う不正アクセス等の脅威を解消するため、OSをWindows7に更新した。また、パソコン内の部品をスペックの良いものに取替え、授業に快適な動作環境が整備された。</p>
<p>(教職員等住宅整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> 尾鉢第三住宅樹木剪定業務委託 教職員等住宅合併処理浄化槽改修調査設計業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 尾鉢第三住宅2棟敷地内において、樹木及び垣根等の剪定作業を実施した。 轟小学校校長及び教頭住宅（昭和62建築28年経過）と吉松小学校教頭及び吉松中学校教頭住宅（昭和61建築29年経過）をそれぞれ単独槽から、合併処理浄化槽へ改修するため、4棟分の設計業務委託を実施した。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 轟小学校校長教頭住宅合併処理浄化槽改修工事（5人槽） ・ 吉松小中学校教頭住宅合併処理浄化槽改修工事（5人槽） <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場小学校校長・教頭住宅屋根外壁改修工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員異動に伴う畳、襖替及び住宅一般修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 轟小学校校長及び教頭住宅は両棟で10人単独槽を使用していたが、汚水管の流れが悪く、度々浄化槽管理業者より汚水管敷設替えの検討を行うよう指摘されていた。吉松小学校教頭及び吉松中学校教頭住宅は、それぞれ5人単独槽だった。これにより教職員住宅21戸のうち、20戸が合併処理浄化槽となり、環境に配慮した整備が行えた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根及び外壁が劣化していた上場小学校校長（昭和59年建築31年経過）、教頭住宅（平成元年建築26年経過）において、屋根、外壁の塗装工事を実施した。 <p>これらの事業により、教職員の生活環境及び住宅の維持向上が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異動に伴う畳・フスマ等の修繕を実施し、新教職員の生活環境及び住宅の維持向上が図られた。（3教職員等住宅分） <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の経年劣化箇所の修繕を適宜行い、住宅の適正な維持管理が図られた。
<p>（条例、規則等の整備）</p> <p>1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴う条例規則等の改正</p> <p>法改正の趣旨</p> <p>教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保し</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の公布に伴い条例規則等の改正をした。</p> <p>主な条例規則等の改正は次のとおり</p>

つつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

法改正の概要

(1) 教育行政の責任体制の明確化

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- ・教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する。
- ・教育長の任期は3年とする。（委員は4年）
- ・教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。

(2) 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し首長、教育委員会により構成される。
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定する。
- ・会議では大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議調整を行う。

(3) 国の地方公共団体への関与の見直し

- ・いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に国が教育委員会に指示できることを明確化

(4) その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければならない。

- ・湧水町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- ・湧水町教育長の給与等に関する条例の廃止
- ・湧水町特別職報酬等審議会条例の一部改正
- ・湧水町長等の給与等に関する条例の一部改正
- ・湧水町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
- ・湧水町教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正
- ・湧水町教育委員会公告式規則の一部改正
- ・湧水町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の一部改正

<p>・現在の教育長は委員として任期満了まで従前の例により在職する。</p> <p>2. 平成27年10月からの土曜授業開始に伴う規則改正</p>	<p>10月からの土曜日授業開始に伴い規則改正をした。</p> <p>・湧水町立学校管理規則の一部改正</p>
---	---

外部評価

- ① 全国学力・学習状況調査の結果を保護者へ通知しているか。
- ② いじめ調査の結果を当該保護者に報告しているか。
- ③ 全国学力テストの結果が新聞に掲載されていたが、学力に危機感をもって取り組んで欲しい。課題を分析し、授業の質を高め、個に応じた指導と、家庭学習の取り組み強化も併せてお願いしたい。
- ④ 不登校児への対応や指導はどのように取り組んでいるか。
- ⑤ 不登校児の進学状況はどうなっているか。
- ⑥ 教職員については、できる限り町内に居住してほしい。平成27年6月議会で尾鉢教職員住宅を町営住宅にする議案が提案されたようだが、入居はなかったのか。
- ⑦ 教育行政要覧の年間読書目標冊数とあるが、第3次湧水町子ども読書活動推進計画と併せて推進してほしい。
- ⑧ いじめに対して保護者と生徒一体となって取り組んで欲しい。管理職の気配り、目配りが先生方に届いているか。
- ⑨ 子どもたちの情報端末機等の所持率は把握できているか。教育委員会として、持たせないという指導はできないのか。学校教育の一環として、フィルタリングや使い方の指導をできないか。
- ⑩ デジタル教科書とはどのようなものか。
- ⑪ 先生方の中に、精神疾患などのダメージのある方はいないか。

外部評価に対する対応

- ① 全国学力・学習状況調査は、調査結果をもとに、自校の児童生徒に見られる課題を踏まえた授業改善や児童生徒一人一人の能力に応じた指導内容・指導方法の工夫、授業内容と関連付けた家庭学習等、改善工夫の取組が確実に行われることをねらいとする。従って、別途実施される全国標準学力検査のように個別に保護者や児童生徒に具体的な数値等を通知することはしていない。学校全体で教育活動を見直したり、担任が数値等をもとに具体的な個別の指導に生かしたりする取組は全小中学校で行っている。
- ② 本町のいじめの数値や状況については、個人情報保護の観点から全体を明らかにして公表はしていないが、今後も全学校では一つ一つの事案について丁寧に対応して、解決に向けて努力していくよう指導する。
- ③ 学力に課題があることを学校や家庭・地域でも共通認識して、それぞれの立場での取組を工夫改善してきている。特に学校では授業改善に取り組み、児童生徒の力のつく活動を工夫している。

- ④ 不登校の実情はそれぞれ違っており、町教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力も得ながら、学校復帰できるように学校とともに組織的に取り組んできている。
- ⑤ 平成26年度は、適応指導教室に4名通級していたが、うち中学校3年生は2名学習していた。高校進学に意欲をもって取り組んだところ自分の希望する県立高校へ合格し、現在も元気に通っていると聞いている。
- ⑥ 平成25年度末の退去者をもってその後の入居はなかった。平成27年度に本町に赴任する教諭にも照会したが、民間住宅及び町営住宅に入居された。今後は、教職員の定期異動前に町営住宅や教職員住宅の空き情報を学校に案内し、町営住宅や教職員住宅に円滑に入居できる態勢を整えたい。
- ⑦ 各学校では、学年ごとに読書の目標冊数を決めて取り組んでおり、平成26年度の各学校の学校評価ではおおむね達成できている。併せて、くりの図書館と連携し、読書習慣の充実を図りたい。
- ⑧ 各学校は、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの実態を的確にとらえ、学校・家庭・地域で未然防止及び早期発見・早期解決できるように組織的に対応している。
- ⑨ 平成25年度、26年度の把握した数値がある。確かに所持率は高い。生涯学習課の家庭教育学級の講演でも、買い与えているのは保護者であるので、使用についてのルールやフィルタリングについては、家庭でやるべきことと啓発している。今後も、学校・家庭・教育委員会一体となり啓発を図る。教育委員会としては、各学校では、校内使用禁止としていると把握しているが、管理職研修等で今後も指導強化していく。
- ⑩ 教科書が、そのままデジタル化されており、パソコンを介して画面上で動画再生や線引きなどの加工ができる。本町では、栗野小をモデル校として国語と算数の2教科を導入しているが、電子黒板は高価なため、大型テレビにタブレットで映して活用している。
- ⑪ 全国的に、メンタル面の障害で休職する教職員もいる。多忙化と保護者の価値観の多様化によるストレスが原因と考えられる。県教育庁では、教職員等を対象とした各種相談事業に取り組み、メンタルヘルスの対策を講じ、また、各学校は管理職も含めた労働安全衛生委員会を定期的に関き、教職員等の健康管理に努めている。

平成 26 年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	生涯学習 5-①	地域ぐるみの子育て
具体的目標		ア 地域ぐるみでの子どもの育成 イ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり ウ 家庭の教育力の向上 エ 公民館活動の充実
主な事業名		社会教育委員の会議，チャレンジャー湧水っ子事業，ふるさと学寮，高校生・青年スポーツ交流大会事業，社会教育負担金補助金事業，人権教育推進事業，家庭教育学級事業，公民館学級事業，地区公民館管理事業

取組状況	成果と課題
<p>ア 地域ぐるみでの子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育委員の会議を 2 回実施した。 ・ 青少年育成町民会議事業 チャレンジャー湧水っ子 in 長島事業は 4 泊 5 日の事業であるが，26 年度は台風，大雨に伴いやむなく 1 泊 2 日の事業で実施した。 ・ ふるさと学寮事業 町内の公民館・キャンプ施設を利用し 3 泊 4 日の計画で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 月 23 日の会議は「平成 25 年度の事業経過報告」「平成 26 年度の社会教育行政の基本方針と重要施策及び事業計画」の協議，12 月 18 日の会議では，「平成 27 年度の事業実施計画」について協議し，社会教育の推進が図られた。 ・ 参加者 25 名で 8 月 4 日から 8 月 5 日までの 1 泊 2 日の日程で行われた。天候には恵まれなかったが異年齢集団の中での生活を通して，自主性・協調性・忍耐力を培うことができた。 ・ 参加者 23 名で 9 月 3 日から 9 月 6 日までの 3 泊 4 日で実施した。1 泊目は吉松中央公民館，2 泊目は栗野中央公民館に宿泊し，3 泊目は栗野岳ログ・キャンプ村へ宿泊した。異年齢集団の中での生活を通して，自主性・協調性・忍耐力を培うことができた。

<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 学校応援団の取り組み 地域の人々が学校支援ボランティアとなり学校のニーズに応じた様々な支援活動を行うことで、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進することを目的として実施した。</p> <p>・ 高校生・青年スポーツ交流大会事業 町内に在住する高校生・青年が一堂に集い、スポーツ交流大会を行うことにより、相互の親交を深めるとともに、互いに協力して、これからの湧水町を担う意識の高揚を図る目的で計画した。</p> <p>・ 社会教育負担金補助金事業 町子ども会育成連絡協議会等への運営補助を行いさまざまな活動を実施することで、青少年の健全育成を図ることを目的とし実施した。</p> <p>・ 町青年団運営補助 さまざまな活動を実施することで青年団活動の促進を図ることを目的とし実施した。</p> <p>・ 人権教育推進事業 様々な機会をとらえ、人権に関する学習の場を設定し充実を図ることにより人権問題に対する正</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 各小学校の主な活動として、田植え、稲刈り等の農作業や伝統芸能の継承、そば打ち体験など保護者のボランティアも加わり実施している。また、朝読書や読み聞かせもボランティアグループやPTA研修部を中心に行っている。今後、更に登録者を増やし、活動の充実を図りたい。</p> <p>・ 冬休み期間中、交流会を計画したが、参加者が少なく交流が図られなかった。27年度については、栗野中・吉松中の生徒交流会の計画を策定しているところである。</p> <p>・ 2月15日に開催された町子ども会大会については、米永・上川西・老竹地区の子ども会活動の発表、中学校の学校紹介を行った。また、午後からは、下川西地区にてウォークラリー大会を行い、地域を再発見するとともに青少年の健全な育成が図られた。</p> <p>・ 10月25日～26日に開催した夜間歩こう会については、25名の参加者があり、全員が無事完歩でき、喜びと充実感を分かち合えた。 青年団の活動については、青年交流研修会・町の夏祭りや秋まつりなど積極的に参加し、町民と広く交流が図られた。 今後の課題として団員の確保・組織の強化の推進を図りたい。</p> <p>・ 町内で実施している学習会は、小・中学生延べ1,285名、201回実施した。また、啓発活動を行うことにより、人</p>
---	---

しい理解と認識を深める教育の推進を図り豊かな情操や思いやりの心、生命を大切にする心が育むことを目的とし実施した。

- ・ 女性団体育成事業

町内の女性同士が情報交換をする場、また日常生活における課題等を学習する場、町づくりに生かす場とすることを目的とし実施した。

イ 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり

- ・ ひと声添えたあいさつ運動

町民みんなで青少年を見守り育む「ひとん子も我が子」の精神で「ひと声添えたあいさつ運動」・「愛の安全パトロール」を実施した。

ウ 家庭の教育力の向上

- ・ 家庭教育学級連絡会の開設

- ・ 家庭教育学級講演会の開催

エ 公民館活動の充実

- ・ 公民館学級事業
主催学級の開設

権問題に対する正しい理解と認識を深める教育の推進を図り、豊かな情操や思いやりの心、生命を大切にする心が育まれた。

- ・ カローリングの交流と意見交換会を行い、3月には、「ウォーキングを楽しもう」と題し保健衛生課と共催で開催し、正しい歩き方教室（ウォーキング大会）を実施し、町内外から49名の参加者があり、異年齢の女性の交流が図られた。

- ・ 各学期始業時に合わせ、「ひと声添えたあいさつ運動」を行った。強調期間を周知する横断幕・懸垂幕を張り、地域・学校・町ぐるみで子ども達への声かけを行った。また定期的にパトロールを行い「ひとん子も我が子」の精神づくりに努めた。

- ・ 町内4保育園、2幼稚園、5小学校、2中学校にそれぞれ家庭教育学級を開設し、独自の積極的学習を行った。

- ・ 家庭教育講演会ではNPO法人ネットポリス鹿児島 理事長 戸高成人先生に「ネット社会の現状と課題解決のための取組」と題して講演をしていただき、子育てや家庭教育の在り方の重要性を認識する講演となった。

- ・ 公民館学級（主催学級）は3講座42名が受講、自主学級は44講座に延べ

<p>脂肪燃焼体調アップ教室 フレールクレール教室（造花）</p> <p>自主学級の支援 44 講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館管理事業 <ul style="list-style-type: none"> 中央公民館長の配置 公民館管理業務委託の実施 <ul style="list-style-type: none"> 防災設備・電気設備・空調設備 浄化槽設備・電話設備・清掃管理 機械警備業務委託 栗野中央公民館電話交換機設備工事 吉松中央公民館樹木移植等工事 (移植先：池平公園内) ・ 地区公民館学級事業 ・ 地区公民館役員活動事業 ・ 地区公民館運営事業 <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽検査手数料 <ul style="list-style-type: none"> 中津川地区コミュニティセンター 下川西地区コミュニティセンター 轟地区トレーニングセンター 長谷地区林業集会センター 	<p>419 名が受講。町民の教養の向上・健康増進が図られ、生涯にわたり継続して学習しようとする意欲が醸成された。</p> <p>また、学習歴を活用したボランティア活動に取り組むなど社会参加活動が積極的に行われ生涯学習の推進が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の学習相談やボランティア活動をはじめとする社会参加活動の支援に対応できるよう中央公民館長を配置し、社会教育活動の充実と生涯学習の推進が図られた。 <ul style="list-style-type: none"> 公民館管理業務においては、施設の老朽化に考慮し、定期的に施設の改修を行うとともに適切な管理を行い、町民が安全かつ利用しやすい施設に供することができた。 ・ 出前講座として、轟地区（そば打ち体験学習）が実施され地区民のニーズに応じた活動が開催され、地域づくりの一端を担うことができた。 ・ 毎月中旬開催される定例地区公民館長会を開催したことで、生涯学習の諸事業並びに生涯スポーツの各種事業が計画的に実施され、生涯学習の推進が図られた。 ・ 所管する地区公民館の維持管理に努めた。浄化槽の法定検査に伴う手数料、防災設備の管理委託料、幸田コミュニティの維持管理に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> また、地区公民館施設整備については、老竹地区グラウンド・駐車場等整備
--	--

<p>老竹地区コミュニティセンター 防災設備管理業務委託料 轟地区トレーニングセンター 幸田地区コミュニティセンター 中津川地区コミュニティセンター 老竹地区駐車場等整備事業測量設計業務委託 米永地区グラウンド整備事業測量設計業務委託 老竹地区グラウンド整備事業 地区公民館トイレ改修工事 (中津川・北方・西下場) 老竹地区駐車場等整備事業 幸田地区多目的広場工事 町有財産購入費 (老竹地区グラウンド駐車場等用地) 町有財産購入費 (幸田地区駐車場用地) 老竹地区コミュニティ助成事業補助</p> <p>・ 集会所管理事業 浄化槽検査手数料 (加治屋・永山) 指定管理委託料 (永山集会所) 湧水町集会トイレ改修調査設計業務委託料 集会所トイレ改修工事 (稲葉崎集会所) 永山集会所庇設置工事</p> <p>・ 自治公民館設置管理事業 浄化槽検査手数料 (上中津川コミュニティセンター) 自治会公民館設置管理事業補助金 麓自治会 市原・新市原自治会 大迫自治会</p>	<p>事業, 幸田地区多目的広場工事, 地区公民館トイレ改修工事を行い, それぞれ基盤整備が図られ地区民が安心して利用できるようになった。</p> <p>老竹地区駐車場等整備事業, 米永地区グラウンド整備事業の測量設計を行い, 計画的な整備推進が図られた。</p> <p>・ 所管する集会所の維持管理に努めた。浄化槽の法定検査に伴う手数料, 永山集会所の指定管理については例年どおりの維持管理に努めた。</p> <p>・ 自治会公民館設置管理事業補助金として麓自治公民館の玄関フローアー及びトイレ床張替, 市原・新市原自治会公民館の畳替えという2自治会公民館の修繕の補助金として事業費の5分の1を補助し, 大迫自治会公民館の敷地補修は, 事業費の2分の1を補助したことにより, 自治公民館の維持管理が図られた。</p>
---	---

外部評価

- ① パソコン教室初級コースを栗野中央公民館で昼に2コース開催しているが、夜の開催はできないか。
- ② 高校生・青年スポーツ大会は、参加者が少ないため今後中学生も加えて活動を行うとのことだが、高校生や青年の方が何とか集まらないものか。

外部評価に対する対応

- ① 夜間コースの開催については、他の公民館学級も含めて夜間開催が出来ないか指導者等に相談し、今後検討していく。
- ② 高校生・青年スポーツ大会については、高校生は部活動や進学・就職があり人数が集まりにくいのが現状である。青年においては町青年団があるので協力を呼びかけたい。中学生の交流会は、将来の高校生、青年交流会に繋げていくため平成27年度に実施した。

平成 26 年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	生涯学習 5・②	生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興
具体的目標		ア 生涯学習環境の充実 イ 生涯スポーツの推進 ウ 競技スポーツの推進 エ 文化芸術活動の促進 オ 地域文化の継承・発展 カ 文化財の保存・活用
主な事業名		高齢者学級，寺子屋塾，パソコン教室，キャンプ村管理，生涯学習推進大会，成人式，視聴覚推進，スポーツ推進委員会，社会体育振興事業，各種大会事業，町体育協会事業，地区体育協会事業，文化祭，青少年のための芸術鑑賞事業，芸能発表大会，郷土芸能伝承活動，文化財保護審議会

取組状況	成果と課題
ア 生涯学習環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館学級事業 ・ 高齢者学級を毎月 1 回開催した。 ・ 寺子屋塾（隔月 1 回）を開催した。 ・ パソコン初級講座を開設した。 （栗中公に昼 2 コース開設） ・ 短期講座 絵手紙年賀状づくり講座を開設した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者学級は学級生 23 名で，文化・スポーツ活動あるいは子どもたちとの交流活動を通して，高齢者の生きがいづくりが促進されるとともに住民融和の促進に大きく貢献できた。しかし，受講生の高齢等に伴い参加者が少なく，今後の活動について課題が残った。 ・ 寺子屋塾は，塾生で構成された運営委員会にて決定した学習テーマに基づく相互学習を重ね，住民による住民のための学習機会を提供できた。 ・ パソコン初級教室は，18 名の参加があり，インターネットをはじめ，パソコンの基礎技能の習得を図ることができた。 ・ 絵手紙年賀状づくりでは「心あたたまる絵手紙年賀状を大切なあの人へ」と題して，絵手紙の描き方など学習機会を提供することができた。

<ul style="list-style-type: none"> ・ キャンプ村管理事業については指定管理者制度の導入により、年間を通しての利用が可能となり、民間のノウハウを生かした各種イベントの実施により社会教育施設としての活用を促進している。 ・ 生涯学習推進大会事業については町民の日頃の学習成果を、地域、町づくりに活かす場として、住民の融和を図る学習の機会として大会を実施した。 ・ 成人式事業については成人としての自覚を持たせ、新成人を祝い励ますことを目的に成人式を実施した。 ・ 視聴覚推進事業については、県内の視聴覚教育メディア等の情報を、各種社会教育団体等に提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度利用状況 <ul style="list-style-type: none"> 入村者数 650 名 (△96 名) ログハウス宿泊者 91 名 (△78 名) バンガロー宿泊者 539 名 (378 名) 入浴施設利用者 486 名 (271 名) ・ 昨年に比べ、入村者数・ログハウス宿泊者数が減少した。 ・ 3 月 22 日に町制施行 10 周年記念式典事業に併せて、第 10 回生涯学習推進大会を開催し、教育委員会表彰、公民館の活動発表、青少年の活動発表など行い意義ある大会であった。また特別講演は、サッカー解説者の城 彰二氏による「栄光と挫折を乗り越えて」と題し講演を行い、少年時代からプロ選手、引退までを自身の経験談を交えて分かりやすく学ぶことができ、生涯学習の意義を深めることができた。 ・ 新成人 115 名が町主催の式典に参加した。また新成人が主体（実行委員）となり式典後の行事も行われ、20 歳の門出にふさわしい成人式が行われた。 ・ 県内の視聴覚教育メディア等の情報を、各種社会教育団体等に提供し積極的な活用が図られた。また、県及び区内各市町の視聴覚ライブラリーとの連携により、視聴覚機材、機材提供の推進が図られた。
<p>イ 生涯スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員会事業では、町の体育行事の企画・立案のためスポーツ推進委員会を年 6 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に町民スポーツ大会、町内駅伝競走大会の実施要項等について協議を

回開催した。スポーツ推進委員会のうち3回は各地区体育部長との合同会議として開催した。

- ・ 社会体育振興事業では、青少年大会出場費補助金として、スポーツ少年団等の2団体11個人へ全国大会出場補助金を助成した。

- ・ 体育施設管理事業では、町営グラウンド、体育館、弓道場、相撲道場、海洋センター等の体育施設の環境整備及び維持管理を行った。

行った。また、地区・県・九州の研修会に参加し、委員としての資質向上を図ると共に町民のスポーツ推進を図った。

- ・ 社会体育振興事業では、青少年大会出場費補助金を助成することにより、少年スポーツの競技力向上と団員相互の交流を深めることができた。

団体（吉松剣道スポーツ少年団）
（勝栗道場小学部）

※全国大会出場

個人（川本悠布、福満あかり
老谷木里 ～ 空手）
（川島空来 ～ ハンドボール）
（川島杏純 ～ 陸上）
（福寿晃大、桐野雅也、
真方啓佑、辻竜也、
亀澤龍太、郡山大輝～ 野球）

- ・ 体育施設の環境整備及び維持管理については、グラウンド等の除草、芝管理、栗野体育館玄関の壁修繕、吉松体育館の消火栓の修繕等を行い、施設の整備が図られた。

- ・ 海洋センター管理では、B&G全国サミットに町長が出席し、B&G財団との連携が図られた。また、南九州ブロックのB&Gスポーツ大会水泳競技に本町からも児童が出場し、青少年の健全育成が図られた。また、平成25年度に施設改修を行い、平成26年度から屋内多目的運動場として利用されている。ゲートボールをはじめ、少年団の雨天時の基礎トレーニングの場として幅広く利用されている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種大会事業 <ul style="list-style-type: none"> 町民スポーツ大会 豊祭相撲大会の支援 町内駅伝競走大会の開催 ・ 町体育協会事業 <ul style="list-style-type: none"> 競技団体等の育成 スポーツ少年団育成 くりの高原ランニング大会の開催 カヌー大会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種大会事業では、7月に町民スポーツ大会を開催し、競技に参加した町民相互の交流が図られた。また、練習や応援などでは地区内の連帯と団結も図られた。 ・ 町体育協会事業は各競技団体に助成を行い、町内大会の開催や県内外への大会出場により、町内のスポーツ振興が図られた。また、本町のスポーツ少年団は、13単位団に178名の児童生徒と47名の指導者が登録し、スポーツ活動を中心に活動を行い、青少年の健全育成が図られた。 <p>今年には町制施行10周年の節目にあたり、くりの高原ランニング大会は記念大会として各種目の入賞を6位まで表彰した。遠くは埼玉県からお越しいただき、県内外から1,415名の参加者と、延べ461名のボランティアの方々の協力を得て盛大に開催し、町民と参加者の交流及び町のPRが図られた。</p> <p>カヌー大会は、栗野小学校プールで開催する予定だったが、台風接近のため中止となった。また、カヌー川下り体験会では、小学生18名が参加し、栗野防災センター下から轟橋までカヌーで川を下り、川内川と触れ合う良い機会となった。</p>
<p>ウ 競技スポーツの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区体育協会事業 <ul style="list-style-type: none"> 地区、県大会等へ選手役員の派遣 地区体育大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区体育協会事業は、始良地区体育大会の実施、県民体育大会、県下一周市郡対抗駅伝競走大会、県地区対抗女子駅伝競走大会へ選手・役員が参加し、競技スポーツの推進が図られた。

<ul style="list-style-type: none"> 町体育協会事業 <ul style="list-style-type: none"> 地区，県大会等への選手役員の派遣 県民体育大会の選手役員の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 町体育協会事業は，始良地区体育大会に本町から 15 競技に 238 名の選手を派遣した。県民体育大会は，鹿児島市を中心に開催され，本町からも始良地区・伊佐地区の代表として 10 競技に 35 名の選手を派遣した。また，県下一周市郡対抗駅伝競走大会に始良チームから 3 名が出場した。その他，各大会に多くの選手が出場し，社会体育の推進が図られた。
<p>エ 文化芸術活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 年に一度の芸術の祭典として，文化祭を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> 青少年のための芸術鑑賞事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 11 月 15 日については吉松体育館にて開場セレモニー及び作品展示と，町文化協会主催による舞台芸能祭を行った。16 日には同会場にて舞台発表，郷土芸能披露を開催し，12 のプログラムにて盛大に開催された。特別公演では，よしだポップスオーケストラによる演奏が披露され，町民が感動を得る一日となった。 本年度は，吉松体育館にて町内の児童 230 人参加のもと鹿児島交響楽団・鹿児島県箏曲会によるオーケストラ演奏等を実施した。楽器の説明や全体合唱など，幅広い内容での貴重な芸術鑑賞事業が行われ，芸術に対する関心を高めることができた。
<p>オ 地域文化の継承・発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 秋まつり農林商工祭への参加 郷土芸能保存会への助成 国民文化祭運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> 各芸能保存会に助成を行ったほか，11 月 16 日・23 日に開催された町文化祭や農林商工祭において，ふるさとに残る郷土芸能を披露し，その保存・継承を促すとともに，ふるさとを愛する心の醸成が図られた。

<p>カ 文化財の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の開催 ・文化財防火デーパトロールの実施 ・阿波溪谷自然環境調査 <ul style="list-style-type: none"> 現地調査（水鳥調査）の実施 調査報告書作成 ・文化財整備 <ul style="list-style-type: none"> 指定文化財清掃業務委託（シルバー人材センターへ） 竹田馬頭観音（ひざつき栗毛）進入路補修 田尾原五輪塔転倒防護柵設置工事 光照院跡石塔群整備 堂ノ上五輪塔群整備 ひざつき栗毛説明板・標柱整備 タブの木（柿木）周辺整備 ・遺跡発掘調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 諏訪岡遺跡発掘調査（個人住宅建設に伴う） 田尾原遺跡発掘調査報告書作成 ・郷土資料館の管理・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27 年度国民文化祭（チェーンソーアート全国大会）の開催に伴い、企画委員会及び実行委員会を設立し、先進地研修の実施など、調査を行った。 ・ 文化財保護文化財保護審議会では、文化財の保存と活用に関して、活発な審議が行われ、適正な文化財保護事業の推進に役立てることができた。 ・ 阿波溪谷自然環境調査では、溪谷周辺の水鳥について現地調査を行うとともにこれまでの調査成果を報告書にまとめ、今後の整備・活用における基礎資料を得ることができた。 ・ 文化財整備では、指定文化財周辺の除草整備を年間を通して委託するとともに五輪塔転倒時の安全策を講じることができたほか、埋もれつつあった石塔群の整備が図られ、適正な文化財の保存・管理が図られた。 ・ 遺跡発掘調査では、平成25年度実施の田尾原遺跡発掘調査の成果を報告書にまとめることができ、遺跡の記録保存が図られた。 ・ 郷土資料館では、多くの民具や文化財等を公開することができ、学校教育においても生きた教材として活用が図られた。26年度入館者数 168 名。
--	--

外 部 評 価

- ① 阿波溪谷自然環境調査委員会の報告について、活用計画を策定されるのか。
- ② スポーツの全国大会出場等の支援が充実していると思う。今後も引き続き支援をお願いする。

外部評価に対する対応

- ① 阿波溪谷自然環境調査委員会から11項目の意見を頂いているが、関係課を含め今後協議していく。
- ② 全国大会出場等の支援については、今後も引き続き支援していく。

平成26年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	図書館 6・(1)	くりの図書館の運営方針 (社会教育の充実)
具体的目標	(1)社会教育諸条件の整備・充実及び読書活動の推進	
主な事業名	ブックスタートの実施, おはなし会等読書推進活動の実施, 学校等との連携・協力の強化, 選書体験講座の実施, 図書館資料の充実, 図書館施設及び備品の整備	

取組状況	成果と課題
<p>(1)社会教育諸条件の整備・充実及び読書活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブックスタートを保健衛生課と連携し実施した。(3・4ヶ月健診時・隔月1回) ・ 定期的におはなし会や, としょかんまつり等のイベントを開催した。 ・ 町内の幼稚園, 学校等との連絡会を実施し, 学校等への読書支援を行った。(2回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブックスタートという, 赤ちゃんと保護者の間に, 心ふれあうひとときを持つ“きっかけ”づくりのための活動を実施したことにより, 絵本による子育ての意義等の理解が深められた。今後も継続して実施する。 ・ おはなし会や読書関連のイベントを開催することにより, 本や図書館に対する興味が促進され, 利用者の誘因及び, 読書活動の推進が図られた。今年度は, 作家作品展及び講演会を実施しなかったこともあり, 図書館利用者数が減少した。読み聞かせグループの協力によるおはなし会については, 会員減少等により活動が困難になってきている。学校と連携し, 児童生徒のイベントへの協力を検討している。 ・ 幼・小・中の読書担当教諭及び司書(補)と図書館との連携を進めることで, くりの図書館利用の円滑化と学校教育への援助が図られ, 利用促進と読書普及活動に繋がった。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉松中学校全校生徒による選書体験講座(6月13日)を開催した。 ・ 図書館資料を充実させるため、資料の収集を行い、一般図書 2,534 冊，児童図書 1,495 冊，視聴覚資料 48 点を購入した。 ・ 図書館資料の【除籍等の基準規定に関する規定】【亡失及び破損等弁償に関する規定】【返却の督促等に関する内規】を定めた。 ・ 返却用ブックポストを購入し、吉松庁舎入口に設置した。 ・ 資料の未返却者（延滞者）に対して、はがきの送付や電話で督促を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒自身が選書し、選書した本が図書館で購入され、学校に配本されることで、生徒の本に対する愛着や、読書活動への意欲が促進された。 ・ 新刊図書やリクエストされた図書等を購入し、図書館資料の充実を図り、魅力的な図書館づくりに努めた。結果として住民一人当たりの貸出点数は 12.59 点と県内でも一位と高い水準を保っている。また町外からの来館・利用は年々増加傾向にあり、県北の知の拠点となっている。 ・ 図書館資料の各種内規を定め事務の安定、標準化を図った。 ・ 返却用のブックポストを吉松庁舎入口（屋外）に設置したことにより、吉松地区の利用者の利便性が向上した。 ・ 資料の未返却者（延滞者）に対して、返却の督促等に関する内規に従い督促を行った。確実に、減少している。今後も継続して、督促等を行い、未返却及び延滞の解消に努め、サービスの低下を防ぐようにする。
--	---

外 部 評 価

- ① 第3次湧水町子ども読書推進活動計画に沿って、各課、学校と連携し、読書活動を推進してほしい。
- ② 実利用者数や利用年齢層等による分析をして、より効果的なイベントを検討してほしい。
- ③ 本は心の栄養です。ブックスタートや読み聞かせ等、子育てに配慮した細やかな活動を、継続して実施してほしい。

外部評価に対する対応

- ① 第3次湧水町子ども読書活動推進計画に沿って、各課、学校と連携して、計画的に、乳幼児期から生涯につながる読書活動の推進に努めたい。
- ② 貸出制限を設けていないため、実利用者数や利用年齢が実態と異なる傾向にある。そのため利用者個人での登録をすすめている。図書館利用について年々減少傾向にあるため、多面的に分析をして、図書館資料を選書し、また効果的な展示やイベント等を検討したい。
- ③ 司書、保健師、ボランティア等が連携し、ブックスタートの実施や赤ちゃん広場の支援等を行っている。定期的なおはなし会の実施等、今後も子どもの読書活動に継続的に取り組みたい。

平成26年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	幼稚園 6・(3)	町立幼稚園の概要 ①栗野幼稚園 ②吉松幼稚園 (幼稚園教育の充実)
具体的目標		<p>(栗野幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園教育要領の趣旨や内容を踏まえ地域の実態に即した教育課程を編成，実施し指導の充実を図る。 ・ 園内外の適切な環境構成と施設，設備の効果的な活用を図る。 ・ 職員の指導力の向上を図り幼児一人ひとりの特性に応じた指導の充実に努める。 ・ 家庭及び小学校との連携を図り，一貫性のある教育を推進する。 <p>(吉松幼稚園) 幼稚園教育要領の趣旨にのっとりた教育課程の編成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現有施設・設備の効果的活用と環境構成の工夫 ・ 職員の資質向上による保育指導の充実 ・ 家庭及び小学校・地域等との連携の推進
主な事業名		<ul style="list-style-type: none"> ・ 町幼・保・小連携研修会の実施と充実 ・ 評議員会の開催

取組状況	成果と課題
<p>○ 特色ある保育活動の実践 (栗野幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茶道 (年9回) ・ 和太鼓 (年間をとおして) ・ 高齢者とのふれあい活動 (七夕，餅つき，湧水館サービスセンター訪問) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 茶道の静の時間の中で集中心を養い茶道の決まりや礼儀を学びながら人に対する礼儀や思いやりの気持ちを育てることに役立っている。 ・ 地域の高齢者の方々とふれあうことで，思いやりや，いたわる気持ちを持ったり，高齢者の方々の優しさにふれたりし，人と関わる力を養う機会となっている。 ・ 和太鼓をとおして豊かな感性を養い，協力して作り上げることの喜びを感じることができた。また，地域の方々に披露する機会を得ることにより，地域と交流を深めることができた。

<p>(吉松幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録に挑戦しよう (年 3 回実施) 地域の達人とのふれあい活動 (年 3 回実施) 園長先生の科学教室 (年 8 回実施) 文字指導 (毎日指導) 探究板活動 (協同的学び) (年 3 回実施) 未来にはばたく「いきいき」教室 (年 3 回実施) 平成 26 年度「そこが知りたい」子育て学習会 (年 5 回実施) 年長児によるマーチング 	<ul style="list-style-type: none"> 記録に挑戦では 6 種類 (①走る直線 30 メートル走・②三輪車直線 30 メートル走・③立ち幅跳び④ボール投げ⑤なわとび⑥フラフープ) などの競技に挑戦することにより、楽しみながら体力増進に努めることができた。また、新記録を目指す園児が増えてきた。 地域の方々の素晴らしい文化的・創造的技能にふれ地域の先輩方への畏敬の念や更には郷土愛を抱く機会となった。 科学教室や文字指導及び探究板活動を実施し、園児たちの学ぶ意欲を高め、協同的な学びを体験させることができた。 吉松中学校の体育と音楽の教師を招いて走り方やリズム感・発声等について基本的な技能を習得させることができた。 子育てに不安や悩みを持つ保護者に対し支援していく具体的取組を行うことができた。 運動会や外部行事等で披露し、高い評価を得ることができた。
<p>○ 体験活動 (栗野幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農園での野菜作り 「ふるさとバス」乗車体験 名水丸池公園での水遊び 一人一鉢 	<ul style="list-style-type: none"> 季節の野菜を育てながら野菜の成長を身近に観察したり収穫したり、食することにより食育への関心を深め、収穫の喜びの感動を伝え合い共感しあうことで自らかかわろうとする意欲を育てている。 「ふるさとバス」の乗車体験や丸池での水遊びを通して郷土のよさを知り、自然と交わる喜びを感じることができた。 一人一鉢で花を育てることにより植物の生長する姿をとおして探究心を育て、大切にしようとする気持ちが芽生えて

<p>(吉松幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農園でのさつまいも、野菜作り ・ 「ふるさとバス」乗車体験→遠足時に活用 ・ 幼稚園周辺の自由散策 ・ 野外での調べ学習（探究板活動）の実施 ・ 当番活動（うさぎ小屋の清掃と餌やり） <p>○ 環境の工夫</p> <p>(栗野幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各月の安全点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児が豊かな体験ができるような環境構成 <p>(吉松幼稚園)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現有の施設・設備の有効活用 ・ 啓発的掲示板（三つの実行・三つのことば等の設置） 	<p>きている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分で野菜を育て食することにより、食育への関心が高まってきた。 ・ ふるさとバスに乗り、自分のふるさとについて再発見し親しみを持つことができた。 ・ 外での調べ学習体験や生活体験（うさぎの世話等）をし、様々な体験学習を充実させることができた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の安全点検や避難訓練の実施、防犯教室への参加等により危機管理に対する知識を深めるとともに園児への的確な指導、配慮ができるように努めた。 ・ 幼児の発達の特性を知り、日常的な指導を繰り返すことで危険な遊び方と安全な遊び方を理解してきている。 ・ 毎日の保育の中で「危ないこと」を具体的に分かりやすい言葉で伝えていく。絵本や紙芝居をとおして外出する際の注意点や不審者に対する行動を学ばせる。ルールを守ることの大切さを伝える等、園での安全に対する取り組み方を保護者に伝えることで安心感を与えることができた。 ・ 遊具や用具を使いやすいように配置し充実感や満足感を味わえるような保育に努めてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内随所に手作りで掲示板を設置し、様々な啓発が図られた。 ・ 園児が楽しく遊び・学ぶことができる
--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 園児一人一人に届く保育室の環境づくり ・ 探究板・方位板の設置 ・ 毎月の安全点検と遊具の安全な使い方の指導 ・ 避難訓練，交通安全教室の実施 ・ 「三つ子の魂化十箇条」の啓発的提示 ○ 職員の資質向上 (栗野幼稚園) ・ 研究主題に基づいた研究保育の実施 ・ 週案・日案・保育記録の充実 ・ 外部講師の招聘 ・ 特別支援教育についての共通理解 ・ 自己評価 ・ 評議員会の開催 (吉松幼稚園) ・ 園内外の研修・個人研修の充実 ・ 研究主題に基づいた研究保育の実施 ・ 混合学級における個の指導 ・ 特別支援を必要とする園児への指導のあり方 	<p>保育室の設営に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園庭にある木々等を利用し探究板や方位板を設置し，園児の知的好奇心の向上に努めた。 ・ 毎月の安全点検や年3回の避難訓練など，安全に対する意識を高めた。 ・ 魂化する(こんな園児になってほしい)という内容を園庭に掲示し，子どもたちにわかりやすいように指導してきた。 ・ 研究保育では，指導案の検討から研究保育までを全体研修として位置づけ，より充実した研究保育となっている。 ・ 保育記録の重視や，研究保育の反省を生かしながら日々の保育の充実化に努めた。 ・ 外部講師を招聘することで，より専門的な知識を得，保育に生かすことができた。 ・ 教諭同士が思いを共有して保育にあたり，指導に一貫性を持つことができた。 ・ 学期末の自己評価や全体評価を通して教師としての自覚を再認識し，資質向上に努めてきた。 ・ 評議員の方々の貴重な意見を保育に生かし幼児教育の充実にも努めた。 ・ 研修や研究保育を実施し，指導主事や学校教育管理監，出水養護学校の先生に来ていただき指導を受け，教師の資質向上に努めた。 ・ 個人研究が充実し，全職員研究論文を作成できた。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己評価（職員による評価） <p>○ 家庭及び小学校等との連携 （栗野幼稚園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼・保・小連携研修会への参加 ・ 小学校との交流 ・ 週報・園だより等の保護者への配布 ・ 保育参観の実施 ・ 幼稚園評価の実施 ・ 子育て相談日の実施（月 1 回） ・ 個人面談の実施 <p>（吉松幼稚園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉松小との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学期末に自己評価・保護者からの評価を通して教師としての自覚を再確認し、資質向上に努めた。 ・ 幼保小連携への参加や、年度末の連絡会を通して幼稚園から小学校へのスムーズな移行を目指していきたい。 ・ 栗野小の「秋祭り」参加や、轟小3年生の幼稚園訪問を通して、園児たちの小学校への期待や学校を知るいい機会となっている。 ・ 週報や毎月の園便りをとおして、保護者の幼稚園教育に対する理解を深めてきた。 ・ 保護者による幼稚園評価を考慮した保育内容の検討や園経営の充実化に努めた。 ・ 子育て相談日を毎月 1 回実施し、希望する保護者との懇談を設けている。保護者との良好な関係を築くことを努力し、よりよい保育ができるように心がけたい。 ・ 個人面談を学期ごとに設け保護者の思いを共通のものとし、園児の心身の健康と成長を見守ってきた。 ・ 年間を通して、吉松小との連携を計画的に実施できた。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 6 月，3・4 年生とのサツマイモの植え付け ○ 7 月，1 年生とのプール遊び ○ 11 月，3・4 年生とのサツマイモの収穫祭。 ○ 2 月，来年度新 1 年生になる幼稚
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域行事への参加 ・ 学校関係者評価の実施 ・ 園だよりの地域回覧 ・ 幼・保・小連携研修会への参加 ・ 「そこが知りたい」子育て学習会の実施 	<p>園・保育園の年長児と1年生とのお楽しみ会。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭りに全園児が参加し、地域文化へのふれあいを通して郷土のよさを体験させることができた。 ・ シルバーケアセンターを訪問し、暗唱やゆうぎ・歌・合奏等を披露したりして交流会を行い、多くの地域の方々に観ていただき、高い評価を得ることができた。 ・ 評議員による学校関係者評価を年度末に実施し、次年度の課題を得ることができた。 ・ 園だよりを通して、本園の特色ある教育活動等や行事等をPRすることができ、地域の方々の理解を深めることができた。 ・ 幼保小連携研修会への参加を通して吉松小との連携を深めることができた。今後も年長児を中心に小学校へのスムーズな移行ができるようになっていきたい。 ・ 子育て学習会を地域の方々にも呼びかけ、園長講話と相互の意見交換等を年5回行い、子育て支援ができるよう努めた。
---	---

外部評価

- ① 職員が少ない中、園経営によく取り組んでいる。(両園)
- ② 両園ともユニークな保育活動をされている。(両園)
- ③ 幼稚園評議員による評価を学期末に実施し、次年度の課題を得ることができたとはどういうことなのか。(吉松幼稚園)
- ④ 特色ある保育活動の項目に英会話が記載されていない。町教育行政要覧には記載してあるので、報告書にも記載すべきである。(栗野幼稚園)

外部評価に対する対応

- ① 今後も地域に愛され魅力ある園経営を目指していく。
- ② 園児一人一人の個性をよく見極め、それぞれの個性を最大限伸ばしていく。
- ③ 幼稚園評議員会は年3回開催し、園運営や教育活動等についてご意見をいただいている。その中で、園が取り組んでいる文字指導について、「今後も発達段階を考慮した文字指導を行い、小学校への移行が円滑になるように努力されたい。」と提言があった。
- ④ 英会話は年18回実施し、天気、曜日等を英語で発音したり、身近な物の名前を英単語で学んだりしている。英語に触れるいい機会となっているので特色ある保育活動と位置付けて、今後は、次年度の報告書には記載していく。

平成26年度 事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

項目	共同調理場 6-(5)	学校給食の充実及び衛生管理・安全管理
具体的目標	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食共同調理場は、心身の発育期にある園児・児童・生徒に栄養のバランスがとれた給食を提供し、体位の向上と健康増進はもとより、食事を通じて豊かな心の育成を図り、学校給食の充実及び安全・衛生の管理、調理器具等の安全管理、給食費会計の適正執行、食育の指導啓発を図る。 	
主な事業名	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食運営委員会 学校給食担当者会 児童生徒等と給食調理員の交流給食 調理場内衛生管理及び安全管理 調理機器施設等保守管理 	

取組状況	成果と課題
<ul style="list-style-type: none"> 鮮度の良い食品の購入と検収の徹底並びに食中毒を防ぐため、適正な保管の徹底を行うとともに、摂取基準に照らした適正な給食を実施した。 農産物や加工品等の地場産物を積極的活用し、郷土料理や季節に応じた献立の提供に努めた。 衛生管理を徹底するため、器具等の洗浄及び食材の細菌等検査を学期ごとに年3回、病虫害駆除は夏休み及び春休みに年2回実施した。また、職員・調理員等については、毎月2回の検便を実施するとともに、安全対策・健康管理に対する研修を実施した。 保護者等からの給食費納付により、給食費会計予算を適正に執行した。また納付困難世帯については、児童手当からの給食費納付制 	<ul style="list-style-type: none"> 食の安全を基本に施設の衛生管理・品質鮮度の良い食品の購入により、食材の安全性が図られ、成長期にある児童・生徒にバランスの取れた食事を提供でき、学校給食の充実が図られた。 米については全て町内産（湧水米）とし、一部の野菜等についても物産館等から購入することができた。今後は、生産者等と連携をとりながら、徐々に使用量を増やしていきたい。 衛生管理、安全管理を徹底したことにより食中毒等の発生が防止された。今後も衛生管理等の重要性を認識し、さらなる衛生管理、安全管理に取り組む。 納付困難世帯については、児童手当からの給食費納付制度を利用したことにより、収納対策が図られた。今後も納付

度の利用促進を行うとともに、滞納世帯については自宅訪問等を実施し、納付の督促を行った。

- 各学校で児童生徒への食に関する指導を実施するとともに、毎月の献立表・給食だよりの配布及び試食会において保護者等への食育の啓発を図った。
- 各学校等において調理員と生徒児童等との交流給食を実施し、相互の交流を図った。

- 消費税率の増に伴い、給食費について消費税対応分として月額改定を行い、平成26年4月分より中学校、小学校、幼稚園、調理場について、それぞれ110円ずつ増額した。

	改定前		改定後
中学校	4,300円	→	4,410円
小学校	3,700円	→	3,810円
幼稚園	3,700円	→	3,810円
調理場	3,700円	→	3,810円

- 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成し、食物アレルギーを持つ児童生徒に対して適切な対応を行った。

制度を活用することにより現年度分の未納解消を図る。過年度未収金については、前年度に比較して減少したが、既に卒業した世帯もあり収納が難しい面がある。今後も引き続いて収納対策に努力する。

- 栄養教諭による各学校での食に関する指導により、児童生徒への食育が図られた。今後も指導回数の増並びに保護者等へのさらなる啓発を図る。
- 各学校等において給食調理員との交流給食を実施したことにより、児童生徒等と交流が図られ、子供たちがより身近に学校給食を感じる事ができた。今後も継続して交流給食を実施する。

- 消費税対応分を増額したことにより、給食食材の安定調達を図られた。今後も学校給食の充実を図る。

- 「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」を作成したことにより、食物アレルギーをもつ児童生徒に対する対応について、各学校等との連携のもと、安心安全な給食の提供を行う。

外部評価

- ① 給食費の滞納者について、所在は把握しているか。
- ② 残食について、12月と3月が少ないようであるが、理由はあるか。
- ③ 献立表や給食だよりで家庭に十分な広報をして、学校と家庭の献立が重複しないようにしてほしい。
- ④ 調理員による各学校等との交流給食の実施については、いいことである。
- ⑤ アレルギー食の対応については大変だが、十分な対応をお願いしたい。

外部評価に対する対応

- ① 町外転出者も含めて把握してある。戸別訪問や督促状の発送などで、徴収を進めていきたい。
- ② 12月は冬休み、3月は春休みや中学校3年生が卒業することによる給食日数の減が影響ではないかと考えられる。今後も学校と連携しながら食育指導をとおして、残食の減に努力していきたい。
- ③ 今後も、献立表や給食だよりにより、学校・家庭との連携を深め、献立が重複しないように啓発していきたい。
- ④ 今後も、各学校等と連携し実施していきたい。
- ⑤ アレルギーの症状は、様々なケースがあるが、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づいて、慎重に対応していく。

(参考資料)

湧水町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき湧水町教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るもの、その他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

(点検及び評価の実施)

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

(事務事業点検及び評価に関する有識者)

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、3人とし、教育に関し学識経験を有する者、教育に関し識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、2年とする。

5 有識者は、再任することができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(議会報告等)

第5条 委員会は、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを湧水町議会に提出するとともに、公表する。

(庶務)

第6条 点検及び評価の結果に関する庶務は、管理課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 この訓令は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 この訓令は、平成27年4月1日より施行する。